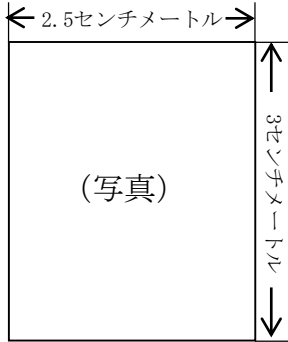


9センチメートル

9センチメートル



第 号
年 月 日

(年 月 撮影)

所属及び職名

氏 名 (年 月 日生)

旅行業法第十二条の二十六第二項の検査員の証

年 月 日まで有効

観 光 庁 長 官 印

旅 行 業 法 抜 粋

(立入検査)

第十二条の二十六 観光庁長官は、旅程管理研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、旅程管理研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第八十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした第十二条の十一第一項に規定する登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第十二条の二十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

6センチメートル